

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会職員の健康管理のための総合的な健康診査に伴う 休暇に関する実施要綱

(目的)

第1条 社会の変化に対応する福祉サービスの向上と効率化に努めるため、職員の健康管理及び健康の保持増進を図るための総合的な健康診査(以下「人間ドック」という。)を受診することによる休暇とする。

(休暇の承認)

第2条 正規職員及び嘱託職員は、次の各号に該当する場合は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員就業規則第14条第2号の規定に基づき、職務専念義務免除承認願(様式第1号)を申請し、あらかじめ承認書(様式第2号)の交付を受けるものとする。

(1) 1日(日帰り)人間ドックを受診する場合 1日以内

(2) 1泊2日の人間ドックを受診する場合 2日以内

(3) 脳ドックを受診する場合 1日以内

2 前項各号に掲げる健康診査は、当該年度においていずれか1回とする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

様式第1号

職務専念義務免除承認願

年 月 日

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長 様

所 属 _____

申請者 _____

下記のとおり職務に専念する義務の免除の承認をお願いします。

記

事 由	千曲市社会福祉協議会職員の健康管理のための総合的な健康診査に伴う休暇に関する実施要綱に基づく <input type="checkbox"/> 1日（日帰り）人間ドック休暇のため（1日以内） <input type="checkbox"/> 1泊2日人間ドック休暇のため（2日以内） <input type="checkbox"/> 脳ドック休暇のため（1日以内）
申請期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで 日間

様式第2号

職務専念義務免除承認書

年 月 日

所属長 様

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長

下記のとおり職務に専念する義務の免除を承認します。

記

事由	千曲市社会福祉協議会職員の健康管理のための総合的な健康診査に伴う休暇に関する実施要綱に基づく <input type="checkbox"/> 1日（日帰り）人間ドック休暇のため（1日以内） <input type="checkbox"/> 1泊2日人間ドック休暇のため（2日以内） <input type="checkbox"/> 脳ドック休暇のため（1日以内）
承認期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで 日間
該当者	

